

第 2 3 回  
東京地方裁判所委員会  
(平成 2 3 年 2 月 2 5 日開催)

## 東京地方裁判所委員会（第23回）議事概要

（東京地方裁判所委員会事務局）

### 第1 日時

平成23年2月25日（金）15:00～17:00

### 第2 場所

東京地方裁判所第1会議室

### 第3 出席者

（委員） 追川 誠，大沢陽一郎，小川敬雄，片岡 弘，唐津恵一，菅野博之，  
北村敬子，斎藤義房，島田一彦，田頭章一，田村浩子，土肥章大，  
深澤信夫，丸山陽子，三好幹夫，吉戒修一

（事務局） 東京地裁民事首席書記官，同事務局次長，同総務課長，同総務課専門官，  
同総務課庶務第一係長

（オブザーバー） 東京地方裁判所刑事次席書記官，同裁判員調整官

### 第4 議題

「裁判員裁判の実施状況について」

「司法サービスについての現状及び課題について」

「第三期裁判所委員会についてのアンケート調査」

### 第5 配布資料

- 1 裁判員裁判の実施状況について（概況説明）
- 2 司法サービスについての現状及び課題（事前配布資料）
- 3 裁判所へ出される苦情，御意見のまとめ
- 4 八王子簡易裁判所建替に関する要望書
- 5 「第三期裁判所委員会についてのアンケート調査」（回答案）

### 第6 議事

- 1 開会
- 2 新任委員の紹介（菅野委員，小川委員）
- 3 裁判員裁判の実施状況について

【発言者の表示=◎：委員長，○：委員，●：裁判所委員，■：オブザーバー】

#### (1) 説明

裁判官である委員から，裁判員裁判の実施状況について，レジュメの内容に従った

説明のほか、以下のような補足説明があった。

- 本日も5件の裁判員裁判があり、日常的に裁判員裁判が行われている。裁判員裁判が始まってから1年9か月が経過し、本年5月には3年目を迎えるが、昨年11月末までの統計によると、当庁の起訴事件数はレジュメ記載のとおりであり、全国の約13パーセントの事件が審理される計算になる。なお、レジュメに記載した事件数は、当庁において裁判員裁判施行後に受理した件数である。

昨年の春頃、メディアで、裁判員裁判の事件処理の遅延が大きく報じられたところだが、当庁本庁では昨年8月末まで、既済率が50パーセントに到達しない状態だった。しかし、次第に改善され、現在では既済率が約58.3パーセントに到達している。

今後の裁判員裁判の審理の見通しとして、本庁では、本年2月に19件、3月に31件、4月から6月までに現時点で6件それぞれ期日指定されている。裁判員裁判事件については期日の指定があるとほぼ例外なくその指定期日以内に判決宣告に至るため、これらの件数までいれると、約76パーセントについて、終了ないし確実に終了見込みとなる。また、立川支部においても、2月に6件、3月に5件それぞれ期日指定されており、約71パーセントについて、終了ないし終了見込みとなる。

レジュメ「3 裁判員候補者の出頭率」とは、呼出状を送った候補者の数から、その後に出頭しを取り消した候補者の数を引いた数、すなわち出頭を予定されている者が実際にどの程度出頭したかを示している。昨年4月以降の当庁の統計によると裁判員の職務従事期間は最長で11日、最短で2日である。また、否認事件が増加しており平均職務従事期間は5日となっているが、平均出頭予定者数は35人で、平均出頭者数が31人であるため、「出頭率」が89パーセントという高い数値になっている。

裁判員選任手続では、理由を示さずに不選任にすることができるため、比較的職務従事期間の短い事件についても最低18人出頭してもらわなければならない。このように、実際に裁判員になる人数より多く呼び出しを行っているが、質問手続の際に、裁判所職員から、その事情を丁寧に説明し、それなりに理解していただいているようであり、大きな不満の声は挙がっていないように思う。

裁判員裁判施行当初は、いわゆる自白事件が多かったが、次第に難しい事件の公判が開かれるようになった。例えば、当庁でも、精神障害のある被告について責任を問うかどうかの問題となった事案、目撃者等の直接証拠がなく、いわゆる状況証拠

を積み重ねて事実を認定した事案，死刑求刑がされた事案，暴走族の抗争事件で10人以上もの被告人が一挙に起訴された事案などの公判が次々と開かれ，判決に至っている。また覚せい剤の輸入事件について，全面無罪の判決が出て，検察官からの控訴もなく確定したという事案もあった。

死刑求刑事件などでは特にそうであるが，裁判員に無用な精神的負担をかけないよう様々な工夫を行っている。例えば遺体の写真は必要不可欠な場合のみ示す，または示す場合であってもカラー写真をモノクロにする，凶器との関係で傷口をどうしても見る必要がある場合はコンピュータグラフィックスにしたものを示すなどである。また，毎日顔を合わせる裁判官が裁判員一人一人の体調を尋ねるなど，様子に気を配ることも心がけている。

資料1は当庁で裁判員選任後に配布している連絡カードである。体調面の不安等があつて裁判所に連絡したい場合には24時間いつでも連絡が取れる態勢になっている。

資料2はいわゆるメンタルサポートの流れを示したものである。裁判員選任後，資料3及び4が一体（表裏）になったものを渡して，サポートが必要な方への対応ができる態勢になっている。

当委員会委員らが傍聴した裁判員裁判の概要と結果について，1グループ目の事件は，交際中の外国人女性を殺害したという事件であり，有罪認定の上，懲役13年が言い渡された。2グループ目の事件は，盗んだ財布の取り戻しを防ぐために暴力を振るって怪我を負わせたという強盗致傷事件であり，有罪認定の上，懲役6年が言い渡された。3グループ目の事件は，有名な公共施設で警備をしていた警察官に刃物で切り付けたという殺人未遂事件であり，公判当日，被告人が突然殺意を否認し，かなり法廷が混乱したものの，殺意が認定され懲役11年が言い渡された。

なお，以上の中には，法律で認められた辞退事由のある方（例えば70歳を大きく超える方など）が，辞退なさらずに補充裁判員として最後まで参加された事件があつた。

本日は，刑事次席書記官と裁判員調整官がオブザーバー参加しており，必要に応じて質問への回答を行う予定である。

## (2) 意見交換

- 資料1と資料2の連絡カード及びメンタルサポート窓口は，東京地裁に特有のものか。
- 資料1については東京地裁独自のものである。ただし，他庁でも同様のものを作成して

いるようである。

裁判員裁判が始まる際、裁判員等の安全確保のために、警視庁などと相談して作成したものである。当庁では、緊急事態が発生した場合、警察等と連携を取る態勢になっている。

- 資料1の連絡カードは、24時間いつでも、健康上のことだけでなく、困ったことや相談事などここに電話してくださいという趣旨で配布しているものである。なお、このような態勢は全国の裁判所で共通である。

○ 実際にはどのように活用されているのか。

- 例えば、体調が悪くなり翌日の公判に出頭できないような場合など、夜間であればここに記載されている電話番号に連絡をもらうことになると思われる。

○ 基本的には他庁と比べて件数が多く、それに対して裁判官等がケアを行ったり様々な工夫をしているという説明があったが、裁判官や書記官など裁判に携わる人以外の、例えば案内の人など一般的な世話をする人は充分なのか。

- アンケートでは、丁寧な対応で気持ち良かったという声が多い。

また、裁判員等選任手続が2階にある候補者待合室で行われるため、建物内の動線上に案内の者を配置したり、立て看板を複数立てたりしている。

○ 立川支部についてはどうか。

- 立川支部では1階部分に分かりやすいように表示している。

○ 裁判員裁判について、全国及び東京地裁の控訴率はどの程度か。

- 最高裁判所に「裁判員制度の運用に関する有識者懇談会」という委員会が設置されており、全国の裁判所の控訴率については、同委員会に関する最高裁判所のホームページ上に、資料として掲載されている。一番最近のデータが11月末の統計であるが、控訴率は約30パーセントである。裁判員開始直前の裁判官だけで判決をしていた時代の控訴率よりも若干下がったという結果になっている。

当庁の控訴率については手元にないが、全国的な数字とそれほど変わらないと思われる。検察官による控訴は、全国的にまだ数件しかない。

○ 資料2の関係で、メンタルヘルスサポートの申し出をされた方は何人ぐらいいて、また、その割合は裁判員をされた方のどの程度か。

- 平成22年8月末で全国数十件と聞いている。実際にメンタル不全で電話相談される方は、実はそれほど多くないと感じている。

- メンタルサポート手続の対応については、医学の専門家に委託しており、これらの対

応を行う者は相談内容等につき守秘義務を負っている。このため、その結果について東京地裁にフィードバックされない仕組みになっている。

○ 個人情報のことはそのとおりのかもしれないが、件数や相談内容をある程度把握できれば、今後の裁判員裁判の運営において、例えば、メンタル不全にならないような対策を準備しておくなど活用できるのではないか。

○ この相談窓口だが、全国の裁判所で裁判員をされた方が同じ連絡先になるのか。

● そうである。

○ 資料1によると、裁判員を終えた方の連絡先は裁判員係、となっているが、裁判員係にはどの程度電話がかかってくるのか。また、どのような内容の電話が多いのか。

■ これまでに何件か電話を受けた。具体的には、守秘義務に関する質問などが多かった。

仮にメンタル面で不調だという連絡であれば、基本的には、資料2のメンタルサポートを紹介することになると思われる。

○ 先ほどアンケートを行っているという話があったが、これは全国一律のアンケート用紙か。

■ そうである。

○ 東京地裁の裁判員裁判を経験された方のアンケートの内容について、東京地裁として集約等はしないのか。

● このアンケートは最高裁が行っているものであり、最高裁では、アンケート結果を把握・分析し、裁判員制度の見直しを行う際の資料にするために専門の業者にその集約を委託して分析している。

なお、東京地裁の裁判員裁判を経験された方のアンケートについては、最高裁判所に送る過程で、事実上、見ることはできるが、以上のとおり、各庁が詳細を把握して分析するような仕組みにはなっていない。

○ 裁判所ごとにその特徴を把握して、例えばこういう点は改善した方がいい、という議論をする必要はあると思われる。そういう意味で東京地裁でも分析した方がいいと思うが、それは考えないのか。

● 今行われているアンケートは、例えば検察官にはこういう立証上の不手際があったとか、弁護人にはこういう改善の余地があるとか、裁判所を含めた法曹三者が反省するための材料と収集することを主たる目的としたものではなく、裁判員制度全体についての調査・検討ということで実施されており、ご指摘のような検討は、現在は行っていない。

- 裁判員に対する各庁の対応について改善すべき点があるかどうかを今のアンケートから抽出できないのか。日常的な裁判員に対する細かい配慮をそこから汲み取ることができる項目があれば改革・改善に繋がるのではないか。
- ◎ 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律は、施行後3年を経過した場合に見直しを行うことになっているおり、このアンケートは、その見直しのための全体的な問題状況の把握を大きな目的としていると思われる。
- 裁判員候補者についてもアンケートを実施しているのか。
- 裁判員と同じような形で実施している。
- アンケートについて、例えば北海道と都市部など特に裁判所毎に地域差があるような場合では事情も異なると思われるので、地裁毎のニーズや要望を地裁にフィードバックする仕組みは必要なのではないか。
- 前に実施した当委員会で、裁判員の方にこの場にお越しいただいて議論するのはどうかという話が出たが、その当時はまだ裁判員の数少なく、人が特定される可能性があるため、もっと母数が増えたら検討しようという話があったように記憶している。先ほどの説明では事件も蓄積され母数も増えてきているようであり、もう一度検討するのには良い時期だと思われるがどうか。
- 今のご提案とは多少違う形式ではあるが、当庁では、平成22年10月12日に裁判員経験者による座談会を開催した。裁判員経験者6人程度に集まってもらい、裁判官を司会として具体的な事件が特定されない形で意見を伺った。当庁では、去年の10月の段階で、ようやく具体的な事件が特定されないだろうという程度の事件数になったことから実施したものである。なお、このような会は全国各地裁でも行われており、その集約結果が、最高裁のホームページに掲載されている。

(3) 傍聴した事件についての意見、感想等について

- 裁判員裁判については色々批判もあるが、日本の国民性なのか、裁判員の方は極めて真面目に取り組まれていると思った。

検察官、弁護士ともに争点を絞り込んで、そこの立証に焦点を当てて証拠調べを行っていたが、事案としては情状がポイントになる事案であった。情状関係については、被告人がどういう心情なのかなど、かなり多岐にわたって質問しないとうまく発言を引き出せないと思われるが、実際にはかなり争点を絞り込んでおり、うまく発言を引き出したのかという点が少し気になった。また、情状立証については、実際の量刑の段階では大事な部分

だと思われるが、当事者双方とも、全体的なボリュームからすると少ないという印象であった。量刑判断の難しい事案ではあったと思うが、宣告内容を聞き、思っていたより重いという印象である。

- 裁判員の方は、裁判中、遺体や犯行現場などスライドで見えていたと思われるが、非常に冷静に対応されていたのが印象に残った。弁護人については、裁判員裁判だということを意識しているせいか、質問が非常に丁寧で分かりやすいという印象を受けた。また、裁判員裁判傍聴後、裁判員候補者の部屋を拝見したが、スペースも非常にゆったりとしていて、部屋にたどり着くまでの表示（サイン）などしっかりとできていると思った。

ところで、争点整理については、公判が始まる前に実施されているのか。

- 裁判員事件の場合、必ず争点整理等を行う公判前整理手続を経ることになっており、この手続に裁判員は参加していない。公判前整理手続において、裁判官、検察官及び弁護人等の三者が、事件の争点はどこか、どういう証拠を公判で調べるかということを決めており、このような手続を経ているため裁判員の方に来ていただく公判日数などを予定できるものである。なお、公判前整理手続を経ているため、公判前整理手続において取り調べることを請求しなかった証拠は、やむを得ない事由がない限りそれ以降の段階で請求できないことになっている。ただし、被告人は自由に供述できるため、公判前整理手続時に殺意を認めていながら、公判手続で殺意がなかったと述べることも禁止されていない。

- 職業あるいは市民として色々な地域活動に携わる中で、裁判員裁判が始まる前は、様々な形で裁判に関わる機会があった。今回、裁判員裁判を初めて傍聴し、本当に温かい雰囲気になったと実感した。裁判長が問いかけるようなとても優しい言葉遣いで被告人に話しかけており、また、検察側・弁護側のいずれも、大変わかりやすい言葉で話していた。三者とも、話し方についてかなり研究・勉強しているのではないかと感じた。

傍聴中、被告人が、事情を理解していない年少の自分の子どもから見つめられ、それに気づいて目を背けたという場面を目にした。被告人がこの出来事をどういう気持ちで受けとめるのかということを考えると心が痛み、また、ハラハラもしたが、この場面を通して、被告人がこれからどう人生をやり直していくのだろうかなど、色々と考えさせられた。このように、法廷で被告人に家族の姿を見せることも更生のきっかけになるのではないかと考えた。

また、年齢などを理由に辞退できるにもかかわらず最後まで全うされた補充裁判員の方



がいたという話は、世の中みんなが参加する裁判員裁判であるということの証明の1つになるようで、とてもうれしい気持ちになった。

ところで、年齢を理由として辞退できる方も裁判員裁判に多く参加されているのか。

- 辞退されない方も結構おられるとは聞いている。
- 当庁では、高齢の方には、特に不自由がないかなど目配りするようにしている。
- 裁判員裁判になって非常に分かりやすい裁判になったと感じた。裁判員裁判以前は、裁判官、弁護側、検察側の三者で裁判をやっているというイメージが強かった。傍聴席で見えていても、証拠調べなど早すぎて何をやっているのかよく分からず、分からないまま裁判が終わっていた。おそらく被告人も同じような状況に置かれていただろうと思われる。今回傍聴した裁判では、裁判長が被告人に対しても、噛んで含めるように細かく説明を行っていたのが非常に印象に残った。

また、裁判員は抽選で選ばれるため様々なパターンがあると思うが、今回の事件では、年齢は若い方から年配の方まで、性別も男女ほぼ同じ割合で、その他服装などから見ても、裁判員それぞれのバックグラウンドが異なる方たちが選ばれていたようである。裁判員の方が被告人に質問している場面は傍聴できなかったが、裁判の中でどういう質問があったのか、ということも知りたいと思った。

今回傍聴した事件は、よくある事案であり、それほど世間の興味を引くようなものではなかったにもかかわらず、傍聴希望者・傍聴人ともに多かったことにまず驚いた。さらに、裁判の途中で、傍聴人の出入りが非常に激しかったことにも驚いた。仕事上やむを得ないなど事情のある方は別にして、もう少し静かに出入りできないのだろうかと思った。

検察側の証拠調べの際、傍聴人には見ることができない証拠が出され、その説明が長く続いた。やむを得ないと思うが、傍聴する側としては少々分かりにくいと感じた。おそらく被害者が怪我をした写真を見ているのではないかと想像される場面で、女性の裁判員は、少し驚いたような様子だったが、すぐに真剣に、真面目に証拠を見ていたのが印象的であった。

- 裁判員裁判は大分定着してきたようで、少なくとも検察側は力みもあまり感じられず、慣れてきているという印象を受けた。

傍聴人については、確かに従来よりも多くなったと感じた。傍聴人は、別の法廷で面白い事件をやっているという情報に接して出ていくと思うので、一人でも多くの方を引きつけられるよう、更にメリハリのある分かりやすい立証が必要ではないかと感じた。

○ 刑事事件の傍聴をするのは初めての経験だった。昔傍聴した民事の法廷と比べて明らかに違っていたのは、検察官席の後ろ側の壁と被告人席の後ろ側の壁にモニタが掛かっていたことだ。しかし、傍聴した冒頭陳述から証人尋問までの間、モニタでの映像表示はなかった。証拠調べの長い時間中、様々な角度から撮った現場写真の説明があり、例えばイの方向から、とかロの方向から、といった説明があったが、傍聴人にしてみると理解するのが少し辛かった。せっかくモニタがあるのになぜ活用しないのだろうか、というのが実感である。なお、補充裁判員の方が裁判員と同様に、モニタをご覧になれるのかが気になった。

また、傍聴人の出入りが多いことについて、特に証人調べや被告人質問の時間帯では、裁判員の注意が削がれ、裁判を進行する上で支障にならないだろうかと気になった。

○ これまでも法廷傍聴の機会はあったが、今回あらためて、裁判員の方は大変真剣に取り組んでおられ、大きく裁判が変わったと実感した。先ほど法廷に備え付けられたモニタの話が出たが、裁判現場に詳しい同僚等から、モニタを使うケースと使わないケースがあると聞き、まさに試行錯誤しながら実施されているのではないかと思われる。なお、裁判員の前に置かれたモニタには冒頭陳述の際のチャート図などの映像が映っていると思われ、「裁判員の方にとって分かりやすい裁判」はかなり実現できつつあるが、「傍聴人も含めて分かりやすい裁判」という意味では、まだ不十分ではないかと感じた。

検察官の印象だが、裁判員の方が書面で見ているであろう「箇条書き」を淡々と読みあげていたように見えた。施行当初の裁判員裁判では、法廷内のモニタを使って法廷全体に語りかけていたが、その当時と比較すると、もちろん様々な事件があるので一概には言えないものの、傍聴人の側からすると、メリハリという点で、やや物足りなかったというのが率直な感想だ。

法廷傍聴後、裁判員選任手続室を見学したが、かなり広い待合いスペースに雑誌やお茶が用意されており、非常に配慮された明るい部屋だと感じた。

今回傍聴した裁判では、裁判員選任手続の日を初公判の前日に行っていた。裁判員裁判が始まった当初は、選任手続を午前中に行い、その日の午後から初公判が始まる形だった。意欲を持った候補者は一定期間休暇を取って選任手続に参加されており、抽選に落ちた方からは、休暇が無駄になった、もう少し選任手続を工夫して欲しいという声が挙がっていたと記憶している。そういう意味で、今回のようなやり方は、選任手続終了後に、その後の仕事の都合などを調整できるという点で非常にいいアイデアだと思った。

ところで、裁判員選任時に行う宣誓だが、検察官や弁護人が立ち会えるようになってい

るのか。また、裁判員選任会場における業務の一部を民間業者に委託されているとの報道が一部にあったが、東京地裁では裁判員の個人情報等の取扱いをどうしているのか。

◎ 以後、質問については、後でまとめて答えることとしたい。

○ 丁寧で分かりやすいとか、モニタに関する感想などは先の委員と同意見である。それ以外に感じたこととしては、裁判員のためだと思われるが、休憩時間を随分ふんだんに取っているという印象を受けた。

また、証人尋問について、弁護士、検察官が終わった後、すぐに裁判員から質問が出るのかと思って傍聴していたが、必ずその前に休憩が取られていた。休憩中に、質問の内容について打合せや調整をしているのか知りたい。また、休憩を取らず引き続き裁判員の質問を続けた方がよいのではないかと思った。

○ 他の委員同様、例えば裁判長の一つ一つの発言についても、本当に丁寧になったと感じた。冒頭手続のみ傍聴したが、この事件が、判決まで3日間というスケジュールで行われること、特に証拠調べがたった1日であることに驚いた。

本件被告人については、入廷したときの見た目の特徴や病歴、更に犯行時の服装や凶器へのこだわりなどから、精神障害があり一筋縄ではいかない人物だと思われたが、弁護側の証人が両親のみだったこと、また、弁護側は冒頭陳述で精神障害があることについて一言も触れなかったことについて驚いた。証拠調べでは、犯行態様や被害状況など非常に丁寧に立証していたが、被告人にどういう背景があってこのような事件を起こしたのかという点についての証拠調べはほとんどなされなかった。裁判員としては、事情を抱えた被告人を、今後どう社会に復帰させるのか、復帰させるには何が必要か、あるいは、復帰する術はあるのか、という点に相当関心を持つと思うし、量刑判断も行うことから、果たしてこの点についての資料が十分出たといえるのか、ということが気になった。

なお、量刑判断を行うにあたっては、裁判員に対し、障害のある人についても社会復帰は可能であること、また、一定の施設で手当が行われる必要があり、その期間がどの程度なのか、ということなどを伝えなければ、正しい判断ができないのではないかと思われる。

裁判員裁判において裁判員に以上のことを丁寧に伝えることは、市民の方々が犯罪の背景にあるものを理解したり、社会復帰させるために必要なことは何かを考えたり、社会は何をすべきかを考えたりする良い材料を提供することになると思われる。そういう意味でも、証拠調べが一日というのは、短かすぎるのではないかという印象を受けた。

弁護人が異なれば、弁護活動方針も違ってくると思われるが、公判前整理手続の段階で

どんなやりとりがあったのかという点は関心がある。

- 職業柄、今の話にあったように、大事な部分が抜けているのではないかと感じることもある。このような事件は多いのではないかと思う。
- 争いはなくても、例えば精神鑑定の結果などにに基づき、精神科の専門家から事件の背景にある被告人の資質や成育環境、被告人の更生可能性などを証言してもらうことは、裁判員が量刑を考えるうえでも、犯罪そのものを裁判員に理解してもらうためにも、必要であると思う。
- 先の委員と同じ裁判を傍聴した。弁護側で、例えば鑑定人尋問を請求したが認められなかった、ということもありえるので何とも言えないが、弁護方針としては、場当たりの犯行で計画性はないという弁護方針を取ったのではないかと感じた。

裁判員裁判を傍聴した感想だが、非常に分かりやすく傍聴人も多く、また裁判員の方もいて生き生きとした法廷になっていると感じた。特に自白事件について裁判が活性化したのではないかと思う。裁判員裁判が始まる前は、自白事件では、静かな、極端なことを言えば死んだような法廷だったが、今は、裁判員の顔を見ながら、話し方に気を遣い、また話す内容も分かりやすくしてと、非常に神経を使っている。検事の朗読の仕方一つで、内容が理解しやすくなる場合もあれば、そうでなくなる場合もある。そういう所に細かく注意をしながら進めているため、実に生き生きとした法廷になっているのではないかと感じた。

- 選任手続と公判開始日の日程に関する工夫として、例えば金曜日の午後に選任手続を行って、月曜日から公判を行うパターン、前日の午後に選任手続を行って翌日から公判を行うパターン、前日の午前中に選任手続を行ってその日の午後は何もせず、その間仕事の調整や休暇の調整をしていただき、翌日午前中から公判を行うというパターンなど、色々試行している状況である。
- 選任するに当たり、男女の割合は意識しているのか。
- くじ引きで選任するため、割合を意識することはできない。このため、男性だけ、女性だけという場合もありえる。

選任された裁判員又は補充裁判員が宣誓を行う手続に弁護人らが立ち会っているかという質問であるが、当庁では2階の裁判員候補者の待合室で裁判員等選任を行っており、待合室の隣の質問手続室に裁判官、検察官及び弁護人が詰めている。くじ引きが終わり裁判員と補充裁判員が選任されたら、裁判員等は弁護人らが詰めている質問手続室に移動し、

同人らがいる前で宣誓を行っている。なお、念のために調査したが、裁判員制度が始まって以来、当庁では宣誓手続に弁護人が立ち会わなかった事例はなかった。

選任手続にかかわる業務を民間会社に委託している件につき個人情報の管理をどうしているのかという質問だが、この委託契約は最高裁判所と民間業者との間で締結されており、その契約に基づき、当庁における選任手続会場の案内業務などの補助事務を担っているものである。委託業者の事務としては、選任手続会場までの誘導、会場内における書類の配布・回収、トイレや喫煙所場所の案内などである。なお、委託業者が書類の回収を行う際、書類に記載された裁判員候補者の方の名前や住所が見えてしまうことはありえるが、書類そのものは委託業者の手元に残るものではなく、すべて裁判所が管理している。

また、委託契約においては、業者に守秘義務を課しており、さらに、当庁にて委託業者と打合せをする際は、個人情報管理の話をして十分に周知徹底するよう伝えている。なお、委託業者は、電子情報などはそもそも取り扱っていない。

- モニタ利用についての質問だが、例えばモニタに表示することにより、被害者のプライバシーが明らかになるような場合は表示しないことにしている。また、残虐な写真などについては、原則として、モニタに映す前にも見なくても構わないと裁判員の方に伝えてから裁判員等用のモニタに映し、法廷内の大きなモニタには映さないという運用を行っている。実情としては、当該証拠を請求した当事者の意向に従って、モニタに映すかどうかを決めていると思われる。確かに、裁判員裁判開始当初から比べると、モニタ利用が若干減ってきたという印象はあるが、残虐な写真が写されたことについて大きく報道され、そもそもどうしてそういうものを見せる必要があるのかという議論があったことも、少しは影響しているかもしれない。
- 補充裁判員は裁判員と同じようにモニタがあるのかという質問だが、傍聴席からは補充裁判員の方の席が見えにくくなっているが、裁判員と全く同じモニタが設置してある。
- 裁判員が証人尋問時に質問を行う場合、質問前の休憩中に、質問の内容について裁判官と打合せや調整を行っているのかという質問だが、そもそも休憩をとるかどうかは、各裁判体の判断であり、休憩を取る裁判体の方が多いのかどうかもわからない。ただ、休憩中に、例えば裁判官が裁判員等にあらかじめどういう質問をするのかなどを聞いて、そういう質問はやめなさい、など言うということは全くない。休憩中には、例えば、休憩前に実施された証人尋問の解説を行って、理解できたかどうか確認し、理解できていなかった場合は、どういう点が分からなかったかを確認し、その上で、休憩後に裁判所が代わりに質

問するか、あるいは裁判員が直接質問するかを決めたりするなど、休憩中は、尋問内容を整理して咀嚼してもらうよう取りはかっていることが多いと聞いている。

なお、休憩を取らずに連続して尋問を実施している裁判体もあるため、休憩を取ることについては一長一短あるのではないかと思っている。ただ、比較的休憩をこまめに取った方が裁判員の疲労度が少なく、裁判の理解も深まるという印象を持っている裁判体も多いようである。ただ、アンケートなどを見ると、裁判員の方によっては、休憩時間が多すぎるといったコメントも確かにあり、意見の分かれるところではある。

- 初めて法廷に入って、その後落ち着いて物事を考えることができるようになるためにはそれなりの時間が必要だと思うので、休憩はこまめに取った方がいいと思う。
- テレビの2時間もののドラマなどで裁判の風景が出てくることがあるが、今でも裁判官だけの裁判風景であり、裁判員裁判になっていないようである。製作側の事情もあるとは思いますが、子どもも見るだろうし、事実に近い形にしていくべきではないかと思う。
- 傍聴した事件の弁護士が、身振り手振りで説明し、ドラマに出てくる俳優のような感じだったのだが、研修などがあるのか。やりすぎるとそれはそれでどうかとは思いますが。
- 弁護人も法廷技術の研修を行っている。程度の問題は難しいところである。
- ◎ 本日は、裁判員裁判に関して、裁判所の状況につき説明を行ったが、今も御質問があったように、裁判所以外の検察官、弁護人のそれぞれの訴訟活動についても関心があると思われる。次回の委員会において、それぞれから話をお聞きしたいがいかがか。
- 了解した。必要ならば公判担当者から話をする。
- 弁護士会については、持ち帰って検討する。
- ◎ ゲストスピーカーを立てていただくことでもいいので検討してもらいたい。

#### 4 司法サービスについての現状及び課題について

- ◎ 次の議題「司法サービスの現状及び課題」について、まずは弁護士委員から御意見のあった八王子簡裁の件を取り上げ、その後時間があればその他について裁判所から説明するという段取りとしたい。
- 八王子簡裁新庁舎（2階建て）には当初エレベータ設置計画がなかったため、2月16日に東京地裁委員会事務局に対し、本日のこの場でこの問題を取り上げる時間を設けてもらいたいと話したところ、その直後くらいに、エレベータ設置に関する裁判所の方針が変わり、新庁舎にエレベータを設置する方向になったという情報が入った。同庁舎の建設に

については、各弁護士会、自治体及び市民からもエレベータ設置要望の声が上がっていると聞いていたので、最終的な結論に至った経過を説明してもらいたい。

- 裁判所の施設の内容等を決めるのは最高裁であり、八王子簡裁におけるエレベータの設置についても最高裁において検討がなされ、最終的に以下のとおりになったと聞いている。

裁判所の小規模支部や簡易裁判所などの2階建庁舎においては、法廷や調停室のほか、事件受付等を行う書記官室を全て1階に配置し、障がいのある方や車椅子を利用している方等が来庁した場合、1階で全ての手続が可能ないように工夫してきた。八王子簡裁新営工事に関しても同様の考え方に立って、「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」など、バリアフリー関係法令の趣旨に沿った設計を行い、八王子市とも協議しながら進めて来たが、最近になって、市側からエレベータ設置の要望がなされ、エレベータを設置しなければ計画通知（建築確認）を出さないとの意向が示されて、工事着工の目処が立たない状況になった。

そのような状況を踏まえて、八王子簡裁の新営工事を委任している国土交通省からは、これ以上の工事の遅延は工期的に工事全体に与える影響が大きいとの考えが示されたことから、エレベータ設置について、国土交通省及び八王子市と協議を行った結果、裁判所としても工事遅延に伴う裁判所利用者等への影響を考慮し、エレベータを設置することとなった。

- ◎ 補足すると、八王子簡裁については、従前、八王子支部（現在、支部は立川に移転し、立川支部となった。）のあった場所にそのまま残っているが、非常に古い庁舎であるため、これを取り壊して簡裁だけの二階建庁舎を建築する計画を立てていた。この計画については、最高裁において関係の行政機関と調整しながら進めていたが、地元の住民などから二階建てであってもバリアフリーの観点からエレベータを設置してほしいという強い要望があり、様々な折衝を行った結果、最終的にはエレベータを設置することになったというものである。利用しやすい庁舎になればそれに越したことはなく、できるだけ早く庁舎が完成することを期待している。なお、このエレベータ設置については、各弁護士会等がそれぞれ非常に熱心に最高裁などに要望されており、そういうことも含めて今回のような結論になったのではないかと思っている。

## 5 第三期裁判所委員会についてのアンケート調査について

アンケート調査に協力することとし、席上配布案どおり回答することで了承を得た。

## 第7 次回のテーマについて

以上の意見交換に引き続いて、次回のテーマについて次のとおり意見交換が行われたが、最終的に、今回からの継続テーマである「裁判員裁判の実施状況について」と「司法サービスについての現状及び課題について」が候補テーマとなった。

- 「司法サービスについての現状と課題」についての事前配布資料には「苦情と御意見」という項目が列挙されているが、これらの苦情等に裁判所がどういう対応したかということとは、口頭で説明されるのか。また、それは次回に持ち越されるということか。
- ◎ そうである。
- 「裁判員裁判の実施状況について」のテーマについて、次回、検察庁と弁護士会の方に来ていただくということだが、例えば事件を特定しない形で裁判官に来ていただくのは難しいのか。
- ◎ 当事者の場合には訴訟活動の場でこのような創意工夫や取組みをしたと説明しやすいが、裁判官の場合、心証や評議の運営状況を話すことは難しいと思われる。ただ、御意見をいただいたので今後検討する。
- 本日も、事実上1つのテーマしかできなかったが、2時間で2つのテーマを行うのは時間的に厳しいのではないか。
- ◎ 検察庁と弁護士会の説明だけであればそれほど時間はかからないと思われる。

## 第8 次回の開催期日について

次回の開催期日は、2回分決めることとし、6月29日（水）及び9月22日（木）のいずれも午後3時から実施することとなった。

以 上



## 裁判員裁判の実施状況について（概況説明）

## 1 全国の裁判員事件の概況

全国の起訴2822件（昨年11月末現在）、当庁の起訴371件（全国の約13%、本庁262件、立川支部109件）、罪名は強盗致傷・殺人・現住建造物等放火・覚せい剤取締法違反・傷害致死の順・その後に傷害の結果を伴う性犯罪、起訴事件のうち1501件が判決済（既済率約53.2%）、死刑判決（横浜、仙台）、鹿児島無罪判決。

## 2 当庁の事件の状況

起訴410件（本庁295件、立川115件、本年1月末現在）、うち239件が判決済（既済率約58.3%、本庁168件、立川71件、本年1月末現在）、既済率の向上。

## 3 裁判員候補者の出頭率

全国平均81.2%、当庁もほぼ同程度の安定した数値。

## 4 事件の内容

自白事件からより困難な事件に、責任能力、情況証拠の積み重ね、死刑求刑、被告人多数、無罪判決。

## 5 裁判員の負担

死刑求刑事件等の心理的負担、立証上の工夫（カラー写真を白黒化、CG）、裁判体によるケア、連絡カード、健康相談とメンタルヘルス相談、面接によるカウンセリング。

## 6 傍聴事件の判決結果

被告人相葉勝之（殺人、刑事第5部）懲役13年、被告人齊藤雄太（強盗致傷、刑事第6部）懲役6年、被告人大場啓光（殺人未遂等、刑事第9部）懲役11年。